

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

## 環境関連法規制等の動き 2025 年 12 月 (2025.11.11～2025.12.15)

### 法令情報

#### 1-1. 環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 <政令第 383 号>

(2025. 11. 19 公布、2026. 4. 1 施行)

#### -2. 環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令 <同第 384 号> (同上)

25. 6. 20 に公布された改正法の一部の施行日が 26. 4. 1 に決まりました。今回施行されるのは、主に項番整理に関する内容です。また、改正環境影響評価法第 52 条で定める環境大臣がインターネット等で公開する環境影響評価に係る書類等の公開期間が 30 年間と定められました。

当該手続きにおいて公表に同意した事業者が対象です。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_01709.html](https://www.env.go.jp/press/press_01709.html)

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_04574.html](https://www.env.go.jp/press/press_04574.html)

#### 2-1. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令

<政令第 370 号> (2025. 11. 12 公布、2025. 11. 21 施行)

#### -2. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 10 条第 1 項の要件を

定める政令の一部を改正する政令 <同第 371 号> (同上)

24. 5. 29 に公布された題記法の施行日が 25. 11. 21 に決まりました。この法律は、資源の循環を行ううえで製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すため制定されました。廃棄物処分業者(廃掃法に基づく業者)の判断の基準となるべき事項の策定や、先進的な再資源化事業等の高度化の取組みを促進するため、環境大臣による認定制度を創設等します。今回、法第 11 条で定める認定高度再資源化事業の認定に係る処理の基準、認定高度分離・回収事業に係る処分の基準等が規定されました。

廃棄物処分事業者等は適用できます。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_01566.html](https://www.env.go.jp/press/press_01566.html)

#### 3. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 及び 資源の有効な利用の促進に

関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

<政令第 411 号> (2025. 12. 12 公布、2026. 1. 5 施行)

25. 6. 4 に公布された題記改正法の一部施行日が 26. 1. 5 に決まりました。今回施行されるのは、CO2 排出量の届出内容について確認をおこなう登録機関の申請に関する規定です。

<参考>経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250225001/20250225001.html>

#### 4. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 及び 資源の有効な利用の促進に

関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

<同第 412 号> (同上、2026. 4. 1 施行)

改正資源有効利用促進法では、脱炭素化のために特に必要な再生資源を利用した製品を指定し、再生資源・再生部品の利用促進並びに脱炭素化を図るための措置が講じられます。今回、施行令において再生資源をプラスチックとするとともに、指定脱炭素化再生資源利用促進製品及び再生資源利用促進計画を作成し、提出しなければならない対象生産量又は販売量が決まりました。主な製品は、自動車(1万台/年)、エアコン(5万台/年)、テレビ(5万台/年)等です。

当該製品を基準以上生産又は販売する事業者に適用されます。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595125113&Mode=1>

## 5. 労働安全衛生規則 及び 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 <厚生労働省令第 120 号> (2025. 12. 9 公布、2027. 1. 1 施行)

25. 5. 14 公布の改正労安法の施行に向けた関係省令の改正です。災害発生場所管理事業者等に対し、個人事業者が労働者との同一の場所で行う仕事の作業による事故等の業務災害により死亡又は 4 日以上休業した場合に、所轄の労働基準監督署長への報告を義務付ける等します。

個人事業主に当該作業を行わせる事業者等にご注意下さい。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250114&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

## 一般情報

### 1. 「大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて（第一次答申）」について（お知らせ）

(2025. 12. 12 環境省)

光化学オキシダントに係る環境基準の見直しについて、中央環境審議会会長から環境大臣に題記の答申がされました。現行の「1 時間値が 0. 06ppm 以下であること」→「オゾンとして、8 時間値が 0. 07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0. 04ppm 以下であること。」が適当であるとされました。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_02074.html](https://www.env.go.jp/press/press_02074.html)

### 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における

2023 年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について (2025. 11. 20 環境省)

温対法に基づく温室効果ガス排出量の集計結果が公表されました。報告があった事業者数は、特定事業所排出者が 11, 933 事業者(前年度比▲111)、特定輸送排出者が 1, 346 事業者(同+11)でした。排出量の合計値は、5 億 9 千万 t-CO<sub>2</sub>(同+300 万)と昨年度の減少から一転増加しました。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/110542\\_00009.html](https://www.env.go.jp/press/110542_00009.html)

### 3. 水は限りある資源です。節水にご協力を！ (2025. 12. 11 国交省)

少雨傾向にある関東から九州の太平洋側では、12 月 11 日現在、6 水系 6 河川で取水制限等の渇水対応をとっています。限られた水資源を有効に活用するため、国交省は節水への協力をお願いしています。

〈参考〉国交省ホームページ [https://www.mlit.go.jp/report/press/water02\\_hh\\_000199.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/water02_hh_000199.html)

### 4. 2025 年度土壌汚染対策セミナー（録画配信）：技術編の開催について (2025. 11. 20 環境省)

土壌汚染対策施工事業者等を対象に土壌汚染対策に関する技術的知識の普及を図るため、録画配信による「土壌汚染対策セミナー（録画配信）：技術編」が開催されます。配信期間は 2026. 2. 27 までです。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_01745.html](https://www.env.go.jp/press/press_01745.html)

## 公募情報

### 1. ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業の公募について(3 次公募)

(2025. 12. 15 環境省)

環境省は、民間事業者等を対象に太陽電池の導入初期における発電コストの低減のため、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所へのフィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援します。公募期限は2026. 1. 5です。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_02012.html](https://www.env.go.jp/press/press_02012.html)

## 2. 2025 年度スキャンツール補助事業を開始します！

～自動車の電子装置の故障探求をサポートする整備機器の導入等を支援します～ (2025. 11. 25 国交省)

国交省は、自動車整備事業者を対象に自動車整備技術の高度化を図り、自動車の事故防止を推進するため、スキャンツールの購入する経費の一部を補助します。公募期限は2026. 1. 30です。

〈参考〉国交省ホームページ [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000350.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000350.html)

以 上